

裁判員制度の啓発について

平成 1 7 年 5 月 2 5 日
裁判員制度啓発推進室

法教育と裁判員制度の啓発との関係について

法教育の理念を基礎としつつ、およそ 4 年後には国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が始まることを見据え、裁判の具体像にも触れる内容のものとすることによって、国民が司法に参加する意義を十分に理解させ、積極的な参加意識・姿勢の醸成を図る。

対象は、柔軟性に富み、将来の日本を背負って立つべき若い世代を中心とする。

啓発の内容・手段（今後さらに検討）

（例）

- ・ 司法制度や裁判の具体像について解説するとともに、司法への国民参加の意義・必要性について十分に考えさせる素材を提供するようなパンフレット（中高生用，教師指導用）
- ・ 模擬裁判など、法や裁判の意義・役割を実感させるような体験型授業を各学校で実施できるようにするためのキット（体験型授業のモデルを撮影したビデオと授業を実践するための教師用引きなどのセット）

その他

- ・ たとえば、教師を対象としてどのような場でどのような研修を実施していくべきかなど、上記「啓発の内容・手段」以外の条件整備についても、今後検討する必要あり。